

## 第2回産業連関技術会議に関する宮川委員意見

総務省政策統括官（統計基準担当）室が、宮川委員に今回の議題を説明した際の指摘を、委員に相談してまとめたもの。

## 1 研究開発について

- 国公立や非営利の研究機関について、仮にこれらの部門の産出をすべて固定資本形成とするとした場合に、その固定資本形成の形成部門（当該資本の取得先）はどこになるのか。

従来方式において中間産出としていたものについては、産出先部門の資本形成と考えることもできるが、政府消費支出や対家計民間非営利団体消費支出として計上されていた部分については、当該研究開発部門の資本形成になるという整理が適切なのか。

その場合、当該自部門の営業余剰に研究開発ストックの減耗分のマイナスをたてる方法<見直しイメージ1>や、研究開発ストックの減耗分を政府消費支出や対家計民間非営利団体消費支出に計上するという方法<見直しイメージ2>も考えられるが、(★)、(★★)部門の営業余剰マイナスや、政府消費支出に常に研究開発ストックの減耗分だけが計上されるという点は適切なのか。

また(★★)部門に関しては、研究開発ストックの減耗分を、「資本減耗引当」に計上すべきなのか、「資本減耗引当（社会資本等減耗分）」に計上すべきなのかも問題となるのではないのか。

## &lt;従来イメージ&gt;

	自然科学研究機関 (★★)	政府消費支出	固定資本形成	国内生産額
自然科学研究機関 (★★)		100	0	100
その他内生	60			
減耗	0			
営業余剰	0			
その他付加価値	40			
国内生産額	100			

※実際の表では、中間産出や輸出に少額が計上されているが、ここでは簡単化のために全額が政府消費支出に計上されているものとしている。

## &lt;見直しイメージ1&gt;

	自然科学研究機関 (★★)	政府消費支出	固定資本形成	国内生産額
自然科学研究機関 (★★)		0	100	100
その他内生	60			
減耗	90			
営業余剰	-90			
その他付加価値	40			
国内生産額	100			

バランスのため

当該資本形成は、自然科学研究機関(★★)が行う。このため、減耗も同部門

<見直しイメージ2>

	自然科学研究機関 (★★)	政府消費支出	固定資本形成	国内生産額
自然科学研究機関 (★★)		90	100	190
その他内生	60			
減耗	90			
営業余剰	0			
その他付加価値	40			
国内生産額	190			

バランスのため

当該資本形成は、自然科学研究機関 (★★) が行う。このため、減耗も同部門

○ 企業内研究開発の輸出入の扱いは、「企業内研究開発」の定義による。「企業内」の範囲を当該部門内の自家消費的に扱う場合は、輸出入を発生させるべきではない。一方で、「企業内」として同一企業あるいは企業グループにおける事業所間の研究開発を含むとした場合は、輸出入は発生しえる。(さらに、後者の場合は、部門間でも企業内研究開発の取引も発生しえることになる。)ただし、国際収支統計の研究開発サービス(総務省注：研究開発(基礎研究、応用研究、新製品開発等)に係るサービス取引と研究開発の成果である産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権)の売買)では、企業グループ間の取引を捉えていると考えるが、上記の意味の額は捉えられないのではないか。

○ 減耗に用いる償却方法は、国民経済計算では、すべて同じ方法で定率法により数年で償却すると聞いているが、期間の長さやすべての資本に同じ方法を用いることは適切なのか。

○ 従来との比較や分析に資するため、以下のような情報は公表すべきである。

- ・ 平成23年表までの企業内研究開発や研究機関における各列部門の投入額に相当する額(=資本形成部門別の固定資本形成額)
- ・ 各部門(列)の減耗に含まれる研究開発分の減耗額
- ・ (可能であれば)減耗推計上に必要となる研究開発の各部門のストック額

○ もし企業内研究開発の営業余剰に研究開発投資の資本収益分を上乗せしてコスト積み上げのCTを推計するのであれば、当該額は当該研究開発投資を行っている部門の対象に含まれないことになるのではないか。したがって、同部門の営業余剰(やCTも)を減額する必要があるのではないか。

2 調整項について

○ 調整項は削除すべきであり、かつ、調整項相当額は計数から除くべきである。仮に、調整項相当額を含んで計数を計上する場合も、調整項相当額を分離できる形で公表し、利用者が調整項相当額を除いた表を推計できるような状態にしていきたい。また、「調整項」という名称や国内最終需要に含むという整理が、利用者にはわかりづらく、見直すべきである。

3 その他

○ 産業連関表への要望については、個別分野ごとにそれぞれの分析用産業連関表が作成・研究されていることに留意して、産業連関表の役割を踏まえて検討すべきと考える。その意味からも、特に電力に係るFIT(Feed-in Tariff Program: 固定価格買取制度)や発電・送電の区分は、電力取引や商業活動とも関係するため検討する必要があるのではないか。